

市町村名	美作市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
総合政策課				○					○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策課	尾高 大介	0868-72-6696

2 移住専門相談員の有無 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
H23 H24	2戸 1戸	2カ月	2件	0件

4 市町村主催の体験ツアー 【ツアーの概要】

--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し住宅	○対象者 1. 現在、美作市外へ在住の方。 2. 美作市への移住を希望されている方。 3. 地元集落の自治会活動等へ参加する意欲のある方。 4. 利用期間中、1名以上が常時滞在出来る方。	○使用料 ・1号棟:2万円/月 ・2号棟:3万円/月 ○利用可能期間 2カ月 ○住宅設備 ・上水道・下水道・光ケーブル ・家電製品等 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・ガスコンロ) ○その他 ・CATV・NTT光インターネット ・光電話は別途料金が必要 ・光熱水費は全て自己負担
起業	美作市スタートアップ支援事業補助金	○対象者 1 新規創業後も継続して市内の事業所等を拠点として事業を行う意思のあること。 2 次の住所要件を満たすこと。 [個人の場合]開業の日において市内に住所を有する個人 [法人の場合]会社設立の日において市内に主たる事業所を有する法人格を備えた中小企業者 3 補助事業の完了日までに新たに従業員(パート・アルバイト等でも可)を1名以上雇い入れること。 4 納期の到来した市税を完納していること。 5 みまさか商工会の支援を受けて事業計画を作成すること。 6 みまさか商工会の会員であること、又は新規創業後会員となることを誓約する者であること。 7 フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 8 過去において新規創業に係る補助金の交付を受けていないこと。	補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円 ※補助対象経費は、新規創業(新事業展開を除く。)に伴う次の費用(消費税は除く。) ①事業所、店舗等の新築又は改装に係る工事費(市内事業者により施工されるものに限る。) ②備品の購入費(汎用性がなく、新規事業の実施に直接必要な備品に限る。)
就農	就業奨励金支給事業	美作市で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする39歳以下の者を支援する制度	奨励金5万円
	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	美作市で新たに農業経営を開始した49歳以下の認定新規就農者を支援する制度	上限150万円 (最長3年間)
	美作市就林者奨励金	美作市で新たに林業経営を始めた者、又は林業に就職した者を支援する制度。	奨励金10万円 なお、申請時において、申請を行う者が40歳未満で、社会保険に加入している場合は、10万円を加算する。

<p>住宅</p>	<p>美作市みまさか移住定住住宅補助金 R7.4.1～R12.3.31</p>	<p>市外への人口流出の歯止めを図り、市外からの移住の促進により、定住人口の増加、活力ある地域づくりを推進すること及び結婚に伴う住宅取得費用等を補助することで少子化対策に資することを目的として、美作市内に住宅を建築した者、住宅を購入した者又は3親等以内の親族の住宅を継承(相続、贈与)した後、そのリフォームを行った者に対し補助金を交付する。</p> <p>○対象要件 ・申請日において対象世帯員が美作市に住所を有すること。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅を建築、購入、リフォームしていること。 ・補助金交付後5年以上定住する意思のある者。 ・申請期間は住宅の所得日(登記日)から1年以内。 など</p> <p>○種類:新築住宅補助金、中古住宅補助金、ふるさと後継ぎ支援補助金</p> <p>※取得日(登記日)が令和7年3月31日以前は旧制度の補助金が適用され、令和7年4月1日以降は新制度が適用される。</p>	<p>○新築住宅補助金 新築住宅を建築または購入費用の1/10(上限130万円) ○中古住宅補助金 中古住宅購入費用の1/10(上限50万円) ○ふるさと後継ぎ支援補助金 リフォーム費用の1/2(上限50万円) ※加算 【市内事業者加算】建築・購入、リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【児童生徒加算】世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(10万円/人) 【中古住宅改修加算】中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームをした場合(費用の1/2、上限50万円) 【若者加算】申請日において補助対象者及びその配偶者の年齢が満40歳未満である場合(10万円/1世帯)</p>
	<p>美作市ふるさと住宅リフォーム補助金 R7.4.1～R12.3.31</p>	<p>空き家の利活用により、市外からの移住を促進し活力ある地域づくりを推進するため、美作市空き家情報バンク制度運営要綱で定める空き家情報バンクに登録した家屋の増改築に要する費用に対し補助金を交付する。</p> <p>○対象要件 ・空き家情報バンクに登録された家屋を増改築し、補助金の交付を受けた日から5年以上賃貸契約を行おうとする者、又は賃貸契約により居住する者。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅をリフォームしていること。 など</p> <p>○種類:ふるさと我が家リフォーム補助金、ふるさと賃貸リフォーム補助金</p>	<p>○ふるさと我が家リフォーム補助金 空き家所有者がリフォームする費用の1/2以内(上限50万円) ○ふるさと賃貸リフォーム補助金 空き家賃借者がリフォームする費用の1/2以内(上限50万円) ※加算 【市内事業者加算】リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【児童生徒加算】ふるさと賃貸リフォーム補助金対象者の世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(10万円/人) 【若者加算】申請日において補助対象者及びその配偶者の年齢が満40歳未満である場合(10万円/1世帯)</p>
<p>子育て</p>	<p>不妊・不育治療支援事業</p>	<p>不妊・不育治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため治療費を助成する。</p> <p>○対象者・要件 ・美作市に住所を有すること ・対象者及びその世帯員に市税の滞納がないこと。 など</p>	<p>保険適用外の治療及び検査費用 ・不妊治療 保険適用外:助成上限30万円(治療費の2/3以内) 保険適用:助成上限5万円(自己負担額の1/2以内) ・不育治療:助成上限30万円</p>
	<p>病児・病後保育事業</p>	<p>病児・病後保育室において、急な病気や病気の回復期のため、集団または家庭での保育が困難なとき、保護者に代わって子の保育を行う。</p> <p>○対象者・要件 ・美作市に住所を有する、又は保護者が美作市内に勤務をしている、生後6ヶ月から小学校6年生までの子。 ・病気の回復期に至っていない、又は回復期であっても安静にしておく必要がある子。 ・保護者が、仕事や病気などで家庭での保育が受けられない子。 ・原則予約制</p>	<p>○利用料 1日:1,500円 ※生活保護、ひとり親家庭医療費受給世帯、市町村民税非課税世帯は1,000円 ※市外在住者は2,000円 ※希望者のみ別途給食代400円</p>
	<p>発達支援センター</p>	<p>乳児から中学卒業(必要に応じて高校生にも対応)までの保護者が、子の成長発達で心配なことを相談できる。また、入園・就学時など成長段階にあわせて切れ目ないサポートを受けられる。</p>	<p>○発達支援教室 発達面が気になる、育ちに困り感があるなどの相談を受けたり、子への関わり方や子育てのポイントを学べる。 対象者:就学前までの子とその保護者 ○巡回相談 保育園・幼稚園などの集団生活の中で、保護者・保育士などの気づきを適切な支援につなげていくための、専門スタッフによる巡回相談。 各園ごとに、月1回程度実施</p>
<p>美作市電子母子手帳アプリ by母子モ</p>	<p>妊娠から出産、子育てまでを切れ目なくサポートする電子母子手帳アプリ『母子モ』 親子(母子)健康手帳の記録から美作市の情報までをスマートフォンやタブレットでカンタンにサポートできます。</p>	<p>○デジタル予診票 令和7年6月から小児予防接種予診票のデジタル化を開始し、ご都合の良い時に予診票の入力ができ、一部医療機関でデジタル予診票が利用できます。また、予防接種の記録も確認でき、スケジュールも自動で作成できます。 ○妊娠届出書&親子(母子)健康手帳の交付オンライン申請 令和7年8月から、妊娠届アンケートのオンライン申請と親子(母子)健康手帳及び母子健康ガイド(妊産婦・乳児一般健康診査受診券)の交付希望日のオンライン予約サービスを開始します。</p>	

	ひとり親世帯移住定住促進補助金	○対象者・要件 ・令和3年1月1日以降に美作市に転入と同時に賃貸住宅に入居し、同居するひとり親世帯 ・転入の時点から引き続き賃貸住宅に居住していること ・転入日から3年以上継続して市内に居住する意思があること	賃貸住宅賃貸者契約に定められた賃借料(共益費、駐車場料金、光熱水費を除く)から住宅手当等の補助を差し引いた額に2分の1を乗じた額(1月当たり上限20,000円)を申請した月から36ヶ月間
	妊婦支援給付金	(支給対象者) 妊婦支援給付金 (1回目):令和7年4月1日以降に妊娠している方(医師により胎児心拍の確認がされた方)で妊婦認定申請時に美作市に住民票のある方 (2回目):令和7年4月1日以降に妊婦給付認定者として認定され胎児の数の届出時に美作市に住民票がある方	妊婦支援給付金 1回目:妊婦1人あたり5万円 2回目:胎児1人あたり5万円 ※胎児心拍確認後の流産、死産、人工妊娠中絶も対象です。
その他	タクシー利用補助事業	運転免許証のない高齢者、障害者、妊産婦等を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。	タクシー料金の半額(上限5,000円)
	新婚さんバックアップ事業補助金	婚姻により新生活を始めるための費用を応援します。 ○補助対象 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った経費で次のもの。但し、婚姻届の受理日以降のものに限る。 ・同居する住宅の賃借費用(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・婚姻に伴い同居する住宅に引越する為の費用(※引越し業者、運送業者の費用に限る)	夫婦共に30歳未満の新婚世帯 上限60万円 夫婦共に40歳未満の新婚世帯 上限30万円
	若者移住定住促進給付金	(支給対象者)高等学校等に通学することを目的として、美作市外から美作市内に生活の本拠を移した方に給付金を支給します。	1月あたり5千円。但し、高等学校から生活の本拠を移す事により奨学金等を交付されている場合は1万円を上限として同額を支給。
	移住支援事業・マッチング支援事業補助金	東京圏から美作市に移住した人で、岡山県が実施するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人を行う法人に就業した、または起業支援金の交付決定を受けた人に支援金を交付する。	・2人以上の世帯の場合 100万円 ・単身の場合 60万円
	美作市学校給食における食物アレルギー対応	学校給食は園児・児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである事に鑑み、全ての園児・児童・生徒が安心かつ楽しく給食をたべられるよう食物アレルギーにかかる対応をする。 対象者は、各幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒で医師から「学校生活管理指導票」により規定する食品等における食物アレルギーと診断され、かつ各家庭においてアレルギーの完全除去を行っている児童等とし、その他の児童への対応は原則として行わない。	(対応食品)鶏卵・卵類・牛乳・乳製品・小麦・落花生・えび・かに・そば・ナッツ (対応内容)アレルギー源の除去のみ。代替食なし
空き家情報	空き家財道具等撤去補助金	空き家バンクに登録されている物件の所有者が「空き家の家財道具を撤去する際の費用を補助する。	補助対処経費の1/2(上限10万円)